

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ

計画管理書の作成

特定個人情報保護評価の実施

※ 特定個人情報ファイルを保有する前(プログラミング前)に実施

しきい値判断

①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断

基礎項目評価

基礎項目評価+重点項目評価

基礎項目評価+全項目評価
(地方公共団体等)

基礎項目評価+全項目評価
(行政機関等)

基礎項目評価書を、個人情報保護委員会に提出した後、公表。

重点項目評価書については、個人情報保護委員会に提出し、公表。

全項目評価書については、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、個人情報保護委員会に提出し、公表。

全項目評価書については、国民の意見聴取を実施し、個人情報保護委員会の承認を受けた後、公表。

実施後の手続

- 特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- その他の変更が生じたときは、評価書を修正。
- 少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。